

様式10-2

令和8年4月3日

関係者各位

長岡京市長 中小路 健吾
(公 印 省 略)
(公 園 緑 地 課 担 当)

質疑回答書

「長岡京市グリーンインフラ推進計画策定業務」に係る公募型プロポーザルの質疑事項について別表のとおり回答します。

No.	項目 (ページなど)	質疑事項	回答事項
1	実施要領 P2	(13)担当技術者は、業務内容に応じて必要となる技術者を1名以上配置することとありますが、2名以上の配置を予定している場合、1名のみ資格要件を満たしておれば、2名以降は資格や実績がなくてもよろしいでしょうか。また2名以降の担当者技術者も評価の対象となるのでしょうか。ご教授下さい。	担当技術者のうち少なくとも1名が資格要件を満たしていれば、その他の担当技術者の資格・実績の有無は問いません。また、2人目以降の担当技術者も評価の対象に含まれますので、評価基準に基づき、業務遂行体制全体の経験・能力として評価を行うため、資格や実績を有する技術者を配置することが望ましいと考えます。
2	実施要領 P2	「配置予定担当技術者が技術士の資格を有すること、かつ管理技術者と異なる分野の資格を有すること」と定義されていますが、配置予定担当技術者のうち一部の者が管理技術者と異なる分野の技術士資格を有していれば、実施要領2ページ(11)の要件を満たすことになる、と判断してよろしいでしょうか。	担当技術者のうち少なくとも1名が資格要件を満たしていれば、実施要領2ページ(11)の要件を満たします。
3	実施要領 P2(11) 実施要領 P2(12)	実施要領2ページ(11)には「配置予定担当技術者が技術士の資格を有すること、かつ管理技術者と異なる分野の資格を有すること」と定義されており、実施要領2ページ(12)には「申請書に配置予定技術者として記載していない技術者を実際の履行に当たって配置することはできない。配置予定技術者は、原則として変更することができない。」と定義されています。 配置予定担当技術者のうち1名以上が管理技術者と異なる分野の技術士資格を有していれば、残りの配置予定担当技術者として、配置予定技術者の技術士を補佐する技術士補や資格を持たない技術員を配置することは、認められるでしょうか。	担当技術者のうち少なくとも1名が資格要件を満たしていれば、残りの担当技術者として、技術士補や資格を持たない技術員を配置することも可能です。

No.	項目 (ページなど)	質疑事項	回答事項
4	実施要領 P9 別表 3	<p>実施要領 9 ページ別表 3 は、評価基準 1 が 30 点、評価基準 2 が 70 点という記載がありますが、表の中の配点を加算すると、評価基準 1 が 40 点、評価基準 2 が 70 点になっています。評価基準 1 は、正しくは 30 点満点なのか 40 点満点なのか、どちらでしょうか。</p>	<p>評価基準 I 及び II の配点の記載に誤りがございました。審査項目「配置予定技術者の経験・能力」の配点は 10 点で、評価基準 I の合計は 30 点満点、評価基準 II の合計は 70 点満点です。</p>
5	実施要領 P9 別表 3	<p>実施要領 9 ページ別表 3 には、複数の予定配置技術者を配置した場合にどのように採点されるのかの記載が無いですが、2 人目以降の予定配置技術者も評価対象となるのでしょうか。また 2 人目以降の予定配置技術者は、どのように評価されるのでしょうか。</p>	<p>2 人目以降の担当技術者も評価の対象に含まれます。評価基準 I に記載している通り、技術者の資格や経験・能力について評価します。</p>
6	様式 4-1 ・ 様式 5-3	<p>様式 4-1 では担当者の欄は 3 名分となっています。公募型プロポーザル実施要領においては、申請書に配置予定技術者として記載していない技術者を実際の履行に当たって配置することはできないとありますが、本業務において担当者は 3 名以上の参加は認められないということでしょうか。または、上記担当者と別に、参加資格要件の資格や実績を有さない、専門的な技術者を配置する場合、該当技術者の様式 4-1、5-3 の提出は不要ということでしょうか。</p>	<p>配置予定技術者が 4 名以上となる場合は、担当者の欄を追加して下さい。追加された技術者も評価の対象に含まれます。また、参加資格要件の資格や実績を有さない、専門的な技術者を配置する場合も様式 4-1、5-3 を提出して下さい。</p>